

5－1 2 大阪港湾局請負工事中間技術檢查 細則

大阪港湾局請負工事中間技術検査細則

(目的)

第1条 この細則は、大阪市請負工事技術検査要領(以下「技術検査要領」という。)、大阪市土木工事等技術検査基準(以下「技術検査基準(土木)」という。)、大阪市営繕工事技術検査基準(以下「技術検査基準(営繕)」という。)に基づき、中間技術検査の適切な実施に際して、大阪港湾局として必要な事項を定める。

(実施時期)

第2条 技術検査基準(土木)第4条第4項、技術検査基準(営繕)第4条第4項に規定する中間技術検査の実施時期は、別紙のとおりとする。

2 前項による実施時期の選定に際しては、監督職員(契約書第10条第1項に基づき、発注者が定める本市の監督職員、補助監督職員、監督補助者(監督担当職員)を総称していう。)が予め受注者から意見を聴取する。

(検査結果の通知)

第3条 中間技術検査の結果は、技術検査要領第5に基づき、施工について改善を要すると認めた事項や現場における指示事項を「検査指示書」により監督職員に通知する。

(検査結果の処置)

第4条 第3条の通知内容については、監督職員と受注者が調整のうえ、当該処置を行う。

2 監督職員は、前項の処置内容を「検査指示書」に記載し、検査職員へ写しを提出するとともに、原本を保管する。

(当該工事に関する図書など)

第5条 技術検査要領第4第2項に掲げる当該工事に関する図書は、次の各号をいう。

- (1) 施工体制台帳、下請負契約書写し(注文書・請書)及び施工体系図
- (2) 施工計画書(施工図を含む。)
- (3) 使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
- (4) 設計変更実施に関する書類
- (5) 中間技術検査出来形図または完成図、若しくはこれに代わる所要管理図等
- (6) 工事打合せ簿

- (7) 出来形管理書類及び品質管理書類
- (8) 段階確認書類
- (9) 発生土計量伝票(指定)及び産業廃棄物管理票
- (10) 工事写真帳
- (11) 工事月報、若しくは工事日報
- (12) 工事出来高報告に関する書類
- (13) 安全教育及び安全対策(点検等を含む。)に係る記録・報告
- (14) その他設計図書に定める既済報告書類及び検査職員等が指示する工事管理状況
確認書類

(その他)

第6条 この細則に定める事項のほか、中間技術検査の実施に必要な事項は、検査職員等
が定める。

付 則 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日契約分から施行する。

付 則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日契約分から施行する。

付 則 この細則は、令和 8 年 10 月 1 日契約分から施行する。

【別紙】（港湾・海岸工事）

- 1）対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」を適用する。
- 2）実施時期は、技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか下表によることを基本とし、当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うものとする。

工事区分	工 種	種別(細別)
港湾・海岸 (土木)	本体下部	基礎工(盛砂、捨石) 施工中・完了時
		地盤改良工(地盤改良) 施工中・完了時
		本体工(鋼矢板打設、鋼杭打設) 施工中・完了時
		被覆・根固工(被覆石、被覆ブロック) 施工中・完了時
	本体上部	上部工(コンクリート打設) 施工中・完了時
港湾・海岸 (電気)	受変電設備設置工	特別高圧・高圧受変電設備機器据付完了後
	発電設備設置工	発動発電機機器据付完了後
	制御装置設置工	制御装置機器据付完了後
	道路情報表示設備工	表示装置機器据付完了後
港湾・海岸 (機械)	水門・防潮扉設備	扉体、戸当り、駆動装置機器据付完了後
	クレーン設備	ガントリークレーン据付完了後
	トンネル機械設備	ジェットファン、軸流ファン機器据付完了後
	ポンプ設備	排水ポンプ等機器据付完了後

※ 上表の工事区分に関わらず、他の工事においても、中間技術検査の目的を踏まえ実施することができる。

【別紙】（営繕工事）

- 1）対象工事は、「予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の建築工事、電気設備工事、給排水衛生冷暖房工事で、新築及び増築に係る工事」または技術検査基準（営繕）第4条第1項第2号に規定する「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領に基づく調査の結果適合した履行がされると認められ契約締結をした工事」を適用する。
- 2）実施時期は、技術検査要領第2第2項の規定のほか下表によることを基本とし、当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うものとする。

工事区分	工 種	種別(細別)
建築工事	躯体工事	基礎配筋工事終了時
		鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、一節目の鉄骨建て方工事終了時
		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、一層目の配筋工事終了時
	内装工事	内装工事の施工開始時
		壁ボード、間仕切りパネル等の見え隠れ部の施工中
	外構工事	舗装工事開始前後若しくは植栽工事開始前後
電気設備工事	電力設備工事、 通信・情報設備工事	建築仕上工事着手前
		主要機器搬入時
		重要な性能試験時
機械設備工事	給排水衛生冷暖房工 事	建築仕上工事着手前
		主要機器搬入時
		重要な性能試験時

※ 上表の工事区分に関わらず、他の工事においても、中間技術検査の目的を踏まえ実施することができる。